

デジタル社会の重要なツール

マイナンバーカードで生活をより便利に

国は、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で、利便性の高いデジタル社会の実現を目指しています。

日常生活の中でもカードを利用できる場面が拡大し、12月2日からは健康保険証とマイナンバーカードが一体化されます。まだ持っていない人は、カードを作りませんか。

カードを作るメリット

● 本人確認が必要な場合に、顔写真付きの公的な身分証明書として利用できます。

● 全国のコンビニなどで住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍事項証明書などの各種証明書が取得できます。

● 健康保険証として利用できます。

● 市役所へ出向くことなく、マイナポータルからオンラインで、転出や子育て・介護などに関する手続きができます。

● マイナポータルから行政機関が保有する自身の情報(薬や医療費など)を確認できます。

カードの安全性

● 紛失などした場合は、24時間365日、機能の一時停止をすることが出来ます。

カードを作るには

スマートフォンや郵送などで申請する

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から送付された個人番号カード交付申請書で申請できます。申請書がない人は、

● カードは顔写真入りのため、第三者がなりすまして利用することはできません。

● カードのICチップ内には、税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されていません。

● オンライン申請の利用には、本人しか知らない暗証番号の入力が必要です。暗証番号は一定回数間違えるとロックされます。

● 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが自動で壊れる仕組みになっています。

本人確認書類(運転免許証など)を持参し、市民生活課で再発行の手続きをしてください。

市民生活課の窓口で申請する

顔写真の撮影を含めたオンライン申請の手続きを無料でサポートします。

場所/市役所1階 市民生活課
日時/平日の午前9時~午後4時30分

必要な物

- ① 個人番号カード交付申請書
- ② 通知カードか個人番号通知書
- ※①②は、なくても申請できます。
- ③ 本人確認書類(左記のA2点、A1点とB1点、B2点のいずれか) ※有効期限内のものに限ります。

A 運転免許証、パスポートなど顔写真のあるもの

B 健康保険証や学生証など「氏名、生年月日」または「氏名、住所」が記載されたもの

カードの受け取りはお早めに

申請から約1か月後に、市役所からマイナンバーカード交付通知書が届きます。

カードの受け取りは予約制です。予約をしてから、市民生活課に来てください。

問い合わせ先

● マイナンバーカードの交付申請について

市民生活課管理班

☎ 62・5325

● マイナンバーカードについて

総合フリーダイヤル

☎ 0120・95・0178

各種証明書をコンビニなどで手軽に取得

コンビニなどに設置してあるマルチコピー機でマイナンバーカードを読み取り、画面の案内に従うだけで簡単に証明書が取得できます。

利用できる人

旭市に住民登録があり、利用者証明用電子証明書を格納したマイナンバーカードを持っていて、暗証番号(数字4桁)の照合ができる。

※戸籍証明書は、市外に住民登録がある人も事前の登録で利用できます。

取得できる証明書と交付手数料

- 住民票の写し 300円
- 住民票記載事項証明書 300円
- 印鑑登録証明書 300円
- 戸籍(全部・個人)事項証明書 450円
- 戸籍の附票の写し(全部・一部) 300円
- 所得課税(非課税)証明書 300円

利用できる時間

午前6時30分~午後11時

※12月29日~1月3日と機器メンテナンス日を除く。

利用できる店舗

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど

